



令和6年度 第1回 中小企業労務管理セミナー

職場のハラスメント対策

～最近の動向とカスハラについて～

ハラスメントは、個人としての人格・尊厳を不当に傷つける人権侵害行為であるだけでなく、労働者の能力発揮を妨げることにもつながります。また、ハラスメント事案への対応により、人材損失や社会的評価の悪化にもつながる場合もあることから、企業におけるハラスメント対策の重要性は高まっています。今回のセミナーでは、企業の各種ハラスメント事案に精通した弁護士が、最近の動向や、昨今社会問題となっているカスタマーハラスメント(カスハラ)事案について、事例を交えて実務的な視点から解説します。



講師 友永 隆太 弁護士

(杜若経営法律事務所)

平成27年3月 慶應義塾大学法科大学院修了

平成28年12月 第一東京弁護士会弁護士登録、杜若経営法律事務所入所、経営法曹会議員

団体交渉、残業代請求、労働災害や解雇事件等の労働問題について、いずれも使用者側の代理人弁護士として対応に当たっている。主な著書として、「未払い残業代請求の法律相談」(青林書院)、「改訂版就業規則の変更による労働条件不利益変更の手法と実務」(日本法令)、「就業規則の法律相談Ⅰ・Ⅱ」(青林書院)、「人事・労務トラブルのグレーゾーン70」(労務行政)、「ケース解説休職・休業・復職の実務と書式-制度設計と運用のポイント-」(新日本法規)等がある。

日時

令和6年11月1日(金) 14時～16時

定員

40名〈事前申込制(先着順)〉

受講料

無料

申込方法

ホームページから

[かながわ労働センター川崎支所のご案内](#)

検索

※お申込みで頂いた個人情報は、今回のセミナーに関してのみ使用します。

※天候の状況等によりセミナーを中止又は内容を変更する場合があります。

会場案内

川崎市産業振興会館 9階 第3研修室

川崎市幸区堀川町66-20

【アクセス】JR川崎駅又は京急川崎駅から徒歩8分

お問合せ先

神奈川県かながわ労働センター川崎支所

TEL 044-833-3141

【主催】神奈川県かながわ労働センター川崎支所

【共催】公益財団法人川崎市産業振興財団

【後援】川崎市、川崎商工会議所

